

(商標法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
 第八条 商標法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年通商産業省令第七十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則様式第4 (附則第3条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>〔備考〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 〔〔納付の表示〕〕の欄には、「分割納付」と記録する。</p> <p>12 〔〔登録料の表示〕〕の欄は、「〔子納台帳番号〕」には子納台帳の番号を、「〔納付金額〕」には見込額から納付に充てる登録料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。</p> <p>附則様式第6 (附則第4条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>〔(国籍・地域)〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>附則様式第4 (附則第3条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>〔備考〕</p> <p>1～10 〔略〕</p> <p>11 〔〔納付の表示〕〕の欄には、「分割納付」と記録する。</p> <p>12 〔〔登録料の表示〕〕の欄は、「〔子納台帳番号〕」には子納台帳の番号を、「〔納付金額〕」には見込額から納付に充てる特許料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。</p> <p>附則様式第6 (附則第4条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>〔(国籍)〕</p> <p>〔略〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令(令和元年政令第九十一号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

令和元年九月十三日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
 (海難審判法施行規則の一部改正)

第一条 海難審判法施行規則(昭和二十三年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 精神の機能の障害により海事補佐人の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p>